

Hyogo Japanese School for Human Education 学則

第1章 組織

第1条（名称）

本校は Hyogo Japanese School for Human Education と称する。

第2条（目的）

外国人に対する日本語教育を行い、教養を高め、社会に貢献し得る人物を育成することを目的とし、あわせて地方文化の向上に寄与しようとするものである。

第3条（位置）

本校を兵庫県加東市社 403 番地 3 に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

第4条（課程、学科、修業年限及び定員）

本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりにする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
専門課程	日本語学科	1.5・2年	各40名	80名

第5条（学年及び学期）

- 1.5年コースは10月に始まり、翌々年3月に終わる。
- 学年を次の2期に分ける。
 - 前期 10月1日から翌年3月31日まで
 - 後期 4月1日から9月30日まで
- 2年コースは4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。
- 学年を次の2期に分ける。
 - 前期 4月1日から9月30日まで
 - 後期 10月1日から翌年3月31日まで

第6条（休業日）

1. 休業日は次のとおりとする。
 - 土曜日・日曜日

- 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - 開校記念日 10月1日
 - 夏期休業 7月20日から8月20日の期間内で二週間
 - 冬期休業 12月21日から翌年1月11日の期間内で二週間
 - 春期休業 3月20日から4月10日までの期間内で二週間
2. 必要がある場合、校長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
 3. 第1項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 学科目、授業時間数、評価の方法及び教職員組織

第7条（授業科目）

学科目は、次のとおりとする。

- 日本語学科の学科目は日本語に関するものとし、別に定める。

第8条（年間授業時間数）

1. 日本語学科の1.5年コースは以下の通り設定する。

コース名	目的	修業期間	授業時間数	始期・終期	授業週数	1週当たり 授業時間数 (授業日数)	収容定員	クラス数	1クラス 当たり最大数
1.5年コース (午前クラス)	日本語教育	1年6か月	1,140時間	10月～ 翌々年3月	57週	20時間 (5日)	20	1	20人
1.5年コース (午後クラス)	日本語教育	1年6か月	1,140時間	10月～ 翌々年3月	57週	20時間 (5日)	20	1	20人
授業時間帯	午前9:00～午後4:30				小計		40	2	

2. 日本語学科の2年コースは以下の通り設定する。

コース名	目的	修業期間	授業時間数	始期・終期	授業週数	1週当たり 授業時間数 (授業日数)	収容定員	クラス数	1クラス 当たり最大数
2年コース (午前クラス)	日本語教育	2年0か月	1,540時間	4月～ 翌々年3月	77週	20時間 (5日)	20	1	20人
2年コース (午後クラス)	日本語教育	2年0か月	1,540時間	4月～ 翌々年3月	77週	20時間 (5日)	20	1	20人
授業時間帯	午前9:00～午後4:30				小計		40	2	

第9条（評価の方法）

学習の評価は、試験成績、出席状況、校外学習、課外活動等を総合して決定し、5段階評価とする。

第10条（日本語学習修得の評価及び成績の表示）

1. 日本語学習修得の評価及び成績の表示は次に定めるとおりとする。

- (1) 日本語学科の各科目の課程終了の学期末において考査を行い、S、A、B、C、Dの認定を与え、C以上のものには、日本語学習修得の修了を認定する。

S 100～90点 A 89～80点 B 79～70点 C 69～60点 D 59点以下

- (2) 日本語学科の学習の評価は、試験成績、出席状況、校外学習、課外活動等を総合して、S、A、B、C、Dの5段階で評価し、C以上を合格とする。
 - (3) 学期末における考査の受験資格として、最低出席数が授業時数の3分の2を超えていること及び全課題の提出を必要とする。
 - (4) 病気その他やむをえない事由により、正規の考査時に欠席した時は、事由を証する書類を添付のうえ、追試験願いを速やかに提出しなければならない。
 - (5) 2号に掲げる評価以下の者に対しては、再試験を行う。(原則として1回限り)
2. 追試験及び再試験に関する規定は別に定める。

第11条 (授業時間)

日本語学科の始業の時刻は9時00分とし、終業の時刻は16時30分とする。但し、使用教室に関しては時宜により変更することがある。

授業時間帯		授業実施クラス数	収容定員	使用教室数(教室番号)
午前 9時 00分 ~ 午後 0時 30分	1時限 (9:00~9:45)	2	20×2	(201, 202教室)
	2時限 (9:55~10:40)	2	20×2	(201, 202教室)
	3時限 (10:50~11:35)	2	20×2	(201, 202教室)
	4時限 (11:45~12:30)	2	20×2	(201, 202教室)
	5時限 (: ~ :)			()
	小計	2	40	
午後 1時 00分 ~ 午後 4時 30分	1時限 (13:00~13:45)	2	20×2	(101, 203教室)
	2時限 (13:55~14:40)	2	20×2	(101, 203教室)
	3時限 (14:50~15:35)	2	20×2	(101, 203教室)
	4時限 (15:45~16:30)	2	20×2	(101, 203教室)
	5時限 (: ~ :)			()
	小計	2	40	
合計		4	80	

第12条 (教職員)

1. 本校に校長のほか、次の教職員をおく。
 - 教員 (日本語学科) 4名以上
 - 主任教員 1名以上
 - 事務職員 1名以上
 - 非常勤講師 必要人員
2. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する

第4章 入学、休学、退学、卒業、進級及び賞罰

第13条 (入学資格)

日本語学科への入学資格は次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる過程を修了している者
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 日本在住の身元保証人を有する者又は現地募集代行機関の保証がある者
- (4) 日本語能力試験 N4 又は N5 程度の能力のある者

第 14 条（入学、在学期間）

1. 本校の入学時期は 4 月、10 月とする。
2. 在学期間について、1.5 年コースは 10 月～翌々年 3 月、2 年コースは 4 月から翌々年 3 月までとする。

第 15 条（入学手続）

1. 本校の入学手続きは次のとおりとする。
 - (1) 入学しようとする者は、本校の定める入学願書（様式 1 号）に必要事項を記載し、第 23 条に定める入学検定料を添え、指定期日まで出願しなければならない。
 - (2) 前号の手続きを終了した者に対し、別に定めるところにより選考を行う。
 - (3) 前号の選考の結果に基づき、合格通知を受けた者は、所定の期間内に第 23 条の校納金を納入し、手続きをとらなければならない。
2. 前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

第 16 条（聴講）

1. 本校所定の聴講可能学科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講を希望するものがあるときは、授業に妨げのない限り選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。
2. 聴講生のうち、校長の認定を受けた者には修了証書を授与する。

第 17 条（遅刻、休学及び復学）

1. 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって、30 日以上 1 年未満休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
2. 通常授業において、15 分未満は遅刻とし、15 分以上は欠課とする。遅刻を 3 回すると一回の欠課とする。
3. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。
4. 一時帰国を希望する者は、本校在籍期間が 3 ヶ月を超え、かつ入学以来の出席率が 85% 以上の者についてこれを認める。在留期間更新が迫っている等の事由がある者は、日本国への再入国に影響がでないよう配慮し、事前に所定の書類を提出し、校長の許可を得なければならない。

第 18 条（退学、除籍）

1. 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
2. 次の各号の一つに該当する者は、除籍とする。
 - (1) 死亡又は行方不明の者

- (2) 第 17 条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 第 14 条第 2 項に定める在学期間を超えた者
 - (4) 授業料等の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
 - (5) 入学以来の出席率が 50%を下回る、もしくは在留期間更新が難しいと判断される者
3. 前項に定める事由に効果は、即時にこれを発生するものとする。

第 19 条（卒業）

日本語学科の卒業には、校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 10 条に定める学習評価を行い、N2 相当の学力評価を受けた者に対して当該科目の終了を認定する。

第 20 条（卒業証書及び称号の授与）

本校の卒業証書及び称号の授与は次に定めるとおりとする。

- (1) 日本語学科所定の課程を修了し、本校規定の卒業基準を満たし、入学以来の出席率が 80%を超える者に対して、卒業証書を授与する。
- (2) 本校所定の課程を修了した者は、本校指定の卒業考査を受けなければならない。卒業考査において、校内基準点を満たした者に卒業資格が与えられる。

第 21 条（表彰）

成績優秀にしてほかの模範となる者は、表彰することがある。

第 22 条（懲戒）

- 1. 次の各号の一つに該当する者は、懲戒する。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 月間の出席率が 80%未満の者
 - (6) 他者の誹謗中傷をした者
- 2. 懲戒は、戒告、自宅謹慎、停学及び退学とする。

第 5 章 入学金、授業料、その他

第 23 条（校納金）

- 1. 本校の校納金は次のとおりとする。なお、教材費は別途発生するものとする。

(1) 入学検定料	15,000 円
(2) 授業料等	
① 入学金	50,000 円

② 授業料	前期 350,000 円 後期 350,000 円
-------	---------------------------

2. 1 項の定めに限らず、早期申込者に対しては、割引制度を別途検討する。
3. 聴講生は、入学金 50,000 円及び聴講料（1 単位）20,000 円～60,000 円とする。（教材費別途）
4. 校納金の納入は、指定日までに行われなければならない。
5. 休学、停学及び退学者については別に定める。
6. 納入した校納金は原則返還しない。
7. 当該年度の併願受験が本校入学の場合、併願登録料は入学金に充当する。

第 24 条（健康診断）

健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

第 25 条（就職）

卒業生のうち就職を希望する者については、本校無料就業紹介事業業務運営規定により、就業紹介をする。

第 26 条（寄宿舍）

学生が起居する寄宿舍については、校長が別途定める。

第 27 条（細則）

この学則の施行に関する細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は令和 6 年 10 月 1 日から施行する。